

議案第200号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第8条中「20人」を「36人」に改める。

第9条第2項中「それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数」を「第1号に定める人数（以下本項において「府県域定数」という。）を基準として、第2号に定める人数」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数

ア 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。）

250万未満の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

(2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

構成団体	人数
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県域定数に相当する人数

構成指定都市	次に掲げる指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数 ア 大阪市 3人 イ 京都市、堺市及び神戸市 2人
--------	---

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。

(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(広域連合議員の人数に係る経過措置)

2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この

場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

関西広域連合の議会の議員の定数及び関西広域連合を構成する地方公共団体の議会ごとに選挙する人数を改めるため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

関西広域連合規約（抄）

（広域連合の議会の定数）

第 8 条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。  
36人

（広域連合議員の選挙の方法）

第 9 条 省 略

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団  
第 1 号に定める人

体について 1 人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた  
数（以下本項において「府県定数」という。）を基準として、第 2 号に定める

人数とする。

(1) 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。）250万未満の  
構成団体 1人

(2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人

(3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人

(4) 人口750万以上の構成団体 4人

(1) それぞれの構成府県の区域について 2 人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ  
次に定める人数を加えた人数

ア 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。）250万未満  
の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

(2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

構成団体	人 数
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県定数に相当する人数
構成指定都市	次に掲げる指定都市の区分に応じ、それぞれ

次に定める人数

ア 大阪市 3人

イ 京都市、堺市及び神戸市 2人

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。

(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

4 前3項

附 則

1-4 省 略

(広域連合議員の定数等に係る経過措置)

5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。

(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。

ア 指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数

イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数

ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数

6-8 省 略  
5 7

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 - 8 省 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。